

福岡県養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの）の養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等作成費用に対して、予算の範囲内において福岡県養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「公正証書等」とは、強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、福岡県内の町村に居住し、交付申請時において、ひとり親であつて、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- (4) 過去に補助金を交付されていないこと

(補助の対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、養育費に係る公正証書等の作成に必要な経費のうち、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）、家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）、連絡用の郵便切手代とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費の全額と3万円を比較して少ない方の額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以降の日に限る）の翌日から起算して6か月に到達する日（その日が土曜日又は日曜日である場合はその次の最初の月曜日（祝日である場合は火曜日）、その日が祝日である場合は翌日、その日が12月29日から翌年1月3日までの間である場合は1月4日（1月4日が土曜日又は日曜日である場合はその次の最初の月曜日））までに、補助金交付申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合）
- (2) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（当該ひとり親が児童扶養手当受給者ではない場合）
- (3) 補助対象となる経費の額が確認できる書類の写し
- (4) 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- (5) 補助金に係る振込先が確認できる書類（通帳の写し等）
- (6) その他、知事が必要と認めるもの

（交付決定等）

第6条 知事は、交付申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、交付申請が到達してから、申請内容を補正するための期間を除き、60日以内に当該申請に係る補助金の交付決定又は交付しない旨の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第5条の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げを行うことができる期間は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して15日以内とする。

（交付の時期等）

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書が指定した口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 規則第16条第3項の規定による通知においては、知事は補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 知事は、交付対象者において、交付申請の内容に虚偽の記載を行うなど不正な手段を使用した場合は、交付対象者に対し、補助金の返還を求めることができる。

（暴力団の排除）

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「暴排条例」という。）

第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 第1号の暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

2 知事は、前項各号についての該当の有無を確認するため、申請者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金に適用する。